

平成27年米原市議会第4回定例会 請願文書表

請願番号	請願 第 2 号	受理年月日	平成27年11月19日
件 名	国に対し「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願		
請願者住所 氏名	長浜市平方町601 長浜民主商工会婦人部 部長 鬼頭 光子		
紹介議員	藤田 正雄		

〔請願の要旨〕

私たち中小業者は、地域経済を底辺から支え、地域の安全、伝統文化の継承、コミュニティ作りに貢献しています。しかし、事業主と共に働き、営業を支える家族従業者の「働き分」は、所得税法第56条「配偶者とその家族が事業に従事した時、対価の支払いは必要経費に算入しない(条文趣旨)」により、必要経費として認められていません。配偶者が年86万円、それ以外の親族は年50万円が控除されるだけで、最低賃金にも満たない額です。そのことが低単価、低賃金、低い年金など劣悪な社会保障の要因となっており、後継者不足にもつながっています。第57条で、一定の記帳義務を条件に、税務署から青色申告の承認を得た場合にのみ、必要経費に算入することができますが、これは税務署長の判断で、いつでも一方的に取り消すことのできる特例条項に過ぎません。

56条制定時から60年以上が経過した現在、会計知識の向上、パソコン会計の普及などで、青色申告と白色申告との間に実質的な差異はなくなっており、2014年1月に全ての事業者に記帳が義務付けられたことで、記帳義務強化のための差別条項である56条存立の根拠もすでになくなっていきます。

世界の主要国では、青色・白色の区別なく、家族従業者の給料を経費とするのは当然のことであり、日本の56条は、国連・女性差別撤廃委員会でも問題だと指摘されました。全国では約400自治体が「働き分を認めない所得税法第56条は人権侵害」だとして、国に意見書を上げています。

米原市でも一刻も早く「56条廃止を求める意見書」を国に提出して頂きますよう、よろしくお願いいたします。

以上の趣旨から下記事項について要請いたします。

記

- 一. 所得税法第56条の廃止を求める意見書を政府に提出して頂くこと  
(地方自治法99条にもとづいて、関係省庁に意見書を提出されたい)

付託先委員会	総務教育常任委員会
--------	-----------